

年金記録の訂正に関する方針に係る パブリックコメントで提出された意見と回答(案)

■ 意見募集期間：平成27年1月9日～2月7日

番号	パブリックコメントで提出された意見の概要	回答（案）
1	本件方針案は、「積極的に関連資料及び周辺情報の収集を行うこと」としている。このため、関連資料及び周辺情報は、必ずしも請求者の関知しないところで収集される場合があると思われる。 しかし、請求者がその内容を知ることができず、これに対する説明の機会も与えられない資料や情報に基づいて処分がなされるというのでは、あまりに手続保障を欠くものであって、これでは、到底国民の立場に立った公平かつ公正な訂正決定等とはいえないと思われる。 したがって、最終的な処分を行うに先立ち、収集した全ての関連資料及び周辺情報を請求者に開示し、請求者に対してこれに対する説明の機会を与えなければならないこととするべきだと思う。	ご懸念の点については、総務省年金記録確認第三者委員会と同様に、次の方法で対応する予定です。 ● 原則として、訂正請求を受けた際、地方厚生（支）局から請求者に連絡し、請求内容について聴取するとともに、地方厚生（支）局がどのような関連資料等を集めるか説明するほか、その後も必要に応じて、調査の途中経過を伝え、請求者の見解を聴取する。 ● すべての事案について、弁護士などの専門家で構成される会議で審議を行い、厚生労働省はその審議結果に基づいて訂正決定等を行うが、不訂正決定となる場合には、上記会議体が必要ないと判断する場合を除き、希望する請求者は上記会議において、関連資料等について意見陳述を行うことを可能とする。

番号	パブリックコメントで 提出された意見の概要	回答（案）
2	国民年金原簿又は厚生年金保険原簿の一部若しくは全部が判読不能である記録あるいはそれらが消失・焼失している記録（「年金記録問題に関する特別委員会報告書（平成26年1月）」に記載された旧台帳において判読不能とされていた記録等）について、「不存在若しくは存在確認不能記録への推認による復元」のための基準が、国民への期待感向上と迅速な審議のためにも必要ではないか。 さらに、現在の第三者委員会において「非あっせん」となっていたケースについても、それを拒絶（却下）する積極的な事由を保険者側において提示できない場合は、何らかの基準により申立者の意を汲み取るべきではないか。	● 災害等により、原簿の一部若しくは全部が判読不能あるいは消失・焼失している記録については、現行の基準と同等の厚生労働大臣が定める「年金事務所段階における訂正処理基準」に該当することが確認できれば、期間や標準報酬を弾力的に回復することとしているところです。 ● 今後更に、総務省年金記録確認第三者委員会におけるあっせん・非あっせん事例を調査・分析し、新たな記録訂正ルールにつながる手がかりがないか、外部の研究機関の協力を得て検討を進めることとしています。 ● その結果、新たな記録訂正の基準となり得るような内容が明らかとなった場合は、年金記録訂正分科会において、いわゆるなりすまし防止等の観点も含め、基準の内容等について審議することとなります。

番号	パブリックコメントで 提出された意見の概要	回答（案）
3	認定の基準は「別に定める」のではなく、方針本体に盛り込んで、社会保障審議会の諮問やパブリックコメントが必須となるようにし、透明性を確保するべきである。	● 認定の基準についても、国民年金法第14条の3第1項及び厚生年金保険法第28条の3第1項に規定する訂正に関する方針であり、社会保障審議会年金記録訂正分科会に諮問し、厚生労働大臣が定めるものです。 ● このため、今回もパブリックコメントにより意見を募集しており、今後改定等を行う際にも、パブリックコメントにより意見を募集することとしております。